

夕張市財政再生計画の変更 (平成28年11月)の概要

- 本年10月7日に夕張市の財政再生計画の変更に同意したが、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、財政再生計画に計上した平成28年度分の歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保及び歳出の抑制により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針については変更はない。

I 歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

(1) 予防接種健康被害救済措置事業(+154百万円)

市内に居住していた者から、昭和39年に市内で受けた予防接種が原因で健康被害を受けた旨申し出があり、厚生労働省の審査により被害が認定されたことから、被害者に対する給付制度が創設された昭和52年に遡って給付を行うもの。

(財源) 道支出金115百万円、一般財源38百万円

(2) 経済対策臨時福祉給付金給付事業(+54百万円)

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者に対し、平成29年4月から平成31年9月分までの臨時福祉給付金を支給するもの。

(財源) 国支出金54百万円

(3) 財政調整基金積立(+759百万円)

平成27年度決算剰余金に係る繰越金(867百万円)について、今回の計画変更に必要な一般財源所要額を除いた上で、財政調整基金への積立を行うもの。

(財源) 一般財源759百万円

(4) 財政再生計画調整基金積立(+51百万円)

後年度の元利償還金及び人件費に必要な一般財源について所要額が確保されていることを明確化するため、財政調整基金から振り替えて、財政再生計画調整基金に積立を行うもの。

(財源) 一般財源51百万円

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

国・道支出金の増（＋66百万円）、繰入金の増（6百万円）、地方債の増（＋126百万円）、繰越金の増（＋867百万円）、その他の減（▲2百万円）により1,062百万円の増

(2) 歳出

人件費の増（＋8百万円）、物件費の増（＋11百万円）、維持補修費の増（＋1百万円）、扶助費の増（＋180百万円）、繰出金の増（＋1百万円）、補助費等の増（＋49百万円）、積立金の増（＋810百万円）により1,062百万円の増

Ⅱ 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額の変更

平成28年人事院勧告における改定幅を踏まえ、期末勤勉手当の改定を行うことから、計画本文について、次のとおり変更する。

＜第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額＞

1 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

(1) 人件費

イ 一般職給与の削減

【変更前】

- ・ 期末勤勉手当については、支給月数を3.4月とし、役職加算は凍結する。

【変更後】

- ・ 期末勤勉手当については、支給月数を3.5月とし、役職加算は凍結する。